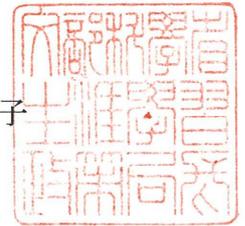


28文科生第527号
平成28年10月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
公立学校共済組合事務局長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
文部科学省各独立行政法人の長
文化庁各独立行政法人の長

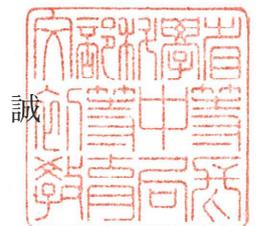
殿

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠



(印影印刷)

平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況となっています。このような状況を受け、厚生労働省及び内閣府の主唱により、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図

るとともに、児童虐待防止対策への取組を推進するため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成28年度においても、別添2の「平成28年度『児童虐待防止推進月間』実施要綱」に基づき、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、この月間が所期の目的に沿って実施され、国民各層の児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、下記に掲げる児童虐待防止に資する取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

また、所管の機関及び学校又は域内の市町村の教育委員会等に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。本通知に関しては、その内容について厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知を依頼済みであることを申し添えます。

記

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間において、教育委員会、国立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校が、関係機関等と連携の上、例えば、以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認すること。

1. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等又は学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

2. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の観察、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動、教育相談、健康診断を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。教職員が点検を行うに当たっては、1.の資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うとともに、教職員個人の判断でなく、組織的なリスクアセスメントを行うこと。点検により、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに、市町村、児童相談所等に通告すること。

3. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

特に、国立及び私立の学校においては、児童相談所長等に対する児童虐待の防止等に関する資料等の提供に係る規定（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4）が、本年10月1日より施行されていることを踏まえ、

児童相談所等との連携・協力について確認を行うことが望ましい。

なお、このことについては、厚生労働省においても、市町村及び児童相談所に対して協力を依頼していることを申し添える。

4. 家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員、家庭教育支援員等の地域の人材を活用し、家庭教育支援チーム（別添4参照）等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載。）を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載。）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載。）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(添付資料)

- 別添1 平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）（平成28年10月17日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 別添2 平成28年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添3 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）
- 別添4 リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」

(担当)

生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育振興係

電話 03(5253)4111(内線2927)

FAX 03(6734)3719

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp